

事業許可内容について

事業所名

SHE 表参道拠点

有料職業紹介事業許可番号

13 - コ - 310301

取扱職種の範囲等

国内・全職種

手数料に関する事項

- ・ 求人者から徴収する手数料については下記手数料表（消費税を除く）のとおりです。
- ・ 求職者からは手数料は徴収いたしません。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人を受け付ける時の事務費用	0円
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の最大50%(または 5,000,000円)のうち高い方 (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用契約が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の最大50%または 5,000,000円)のうち高い方 手数料負担者は求人者とします
求人者の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス【職業紹介の付加サービス】	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の最大50%(または 5,000,000円)のうち高い方 手数料負担者は求人者とします

※上記手数料には、消費税が含まれておりません。

※上記手数料は上限であり、別途求人者と契約書・覚書等で定める手数料が優先されます。

返戻金制度に関する事項

当社は、以下の通り返戻金制度を設けております。

SHE株式会社の紹介により入社した求職者が、入社後6ヶ月未満で自己都合退職、又は懲戒解雇された場合、受領した紹介手数料の次に定める金額を求人者に返還いたします。

- (1) 1ヶ月未満のとき：紹介手数料の80%
- (2) 1ヶ月以上3ヶ月未満のとき：紹介手数料の50%
- (3) 3ヶ月以上6ヶ月未満のとき：紹介手数料の10%

但し、アルバイト採用に関してはこの返戻金制度を適用いたしません。

上記につきまして、契約書および覚書等で別途定めた場合はその定めによりますので、詳細は契約書・覚書等をご確認ください。